

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(平成27年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 41,195百万円

1. 社会保障施策の充実(19,197百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子ども・子育て	教育・保育給付費	18,162			6,688	11,474
	地域子ども・子育て支援事業費	3,414			1,600	1,814
	児童保護措置費	3,808	1,864	16	194	1,734
医療・介護	後期高齢者医療負担金	68,149			645	67,504
	国民健康保険助成費	50,258			3,609	46,649
	難病等対策費	6,563	3,241		3,168	154
	地域医療総合確保事業費	3,519	2,345	10	1,164	0
	介護給付費負担金	54,086			1,439	52,647
	介護保険地域支援事業交付金	1,535			70	1,465
	地域介護総合確保事業費	1,809	1,206		603	0
診療報酬の充実	14,553	4,634	4	17	9,898	
合計	225,856	13,290	30	19,197	193,339	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(21,998百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。